ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の 運用に関する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

	~							
	意見提出者(計 12 件)							
受付	意見受付日 意見提出者 代表者氏							
1	平成 25 年 7 月 20 日	個人	_	_				
2	平成 25 年 8 月 7 日	一般社団法人テレコムサービス協会	_	-				
3	平成 25 年 8 月 7 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤				
4	平成 25 年 8 月 7 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄				
5	平成25年8月7日	ソネット株式会社	代表取締役社長	吉田 憲一郎				
6	平成 25 年 8 月 7 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之				
7	平成 25 年 8 月 7 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中孝司				
		ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義				
8	平成 25 年 8 月 7 日	ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 兼 C E O	孫 正義				
		ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼 C E O	孫 正義				
9	平成 25 年 8 月 7 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン				
10	平成 25 年 8 月 7 日	DSL事業者協議会	会長	三須久				
11	平成 25 年 8 月 7 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊				
12	平成 25 年 8 月 7 日	BBIX 株式会社	専務取締役 兼 COO	福智 道一				

平成 25 年7月 20 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

> 郵便番号 住所 氏名 電話番号 電子メールアドレス

提出意見:

携帯電話の禁止規制しっかりすべきです。NTT と AU とソフトバンクが大儲けしてるのに毎月の携帯料金が高すぎると国民は怒ってます、儲けても料金を安くせず買収ばかりです。日本は海外より携帯が高いと総務省で発表しましたよね?携帯もアベノミクスをやらないと韓国にすら勝てないです。①SIMロックと2年契約はいりません。国民は誰も望んでないので禁止にしてください。②携帯の料金が高すぎなので毎月3000円以上は国で禁止にしてください。そのお金を生活に回すべきです。③あと請求書のユニバース税で田舎も携帯が使えるようにしてますか?ぜんぜんつながりません。ユニバース税よりも携帯会社のボーナスカットが先だと思いませんか?

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013 住所

> とうきょうとちゅうおうくにほんばしにんぎょうちょう3 東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

> > フローラビル8階

名称

いっぱんしゃだんほうじん きょうかい 一般 社団 法人 テレコムサービス 協会

	検証項目			意見
3 NTT 東西 等における 規制の遵 守状況等 の検証	(1)指定電 気通信設備 制度に関す る検証	イ 第一種指 定電気通信 設備に関す る検証	(ウ) アンバンドル機能の対象に関する検証	NGN のオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関する議論の延長では NGN 上でのブロードバンドの利活用の促進は望めません。新たな枠組みによる NGN のオープン化の議論が必要と考えます。 2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」では、NGN のオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル化に向けたルールが定められています。しかし、現状では NGN 上の新たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。したがって、ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆な NGN のオープン化施策など新たな対策が必要と考えます。
		カ 機能分離 の運用状況 に関する検 証		機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずです。しかし、NGN 上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます。

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

住 所 東京都 千代田区 永田町 二丁目 11番1号

氏 名 株式 会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう かとう かおる 代表 取締役 社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」について、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

■検証項目

NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

- 1 指定電気通信設備制度に関する検証
 - (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証

意見

ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループー体経営を行っております。

- (1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿の LTE 網を利用できる「ダブル LTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。
- (2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の 3G 網を利用した音声ローミングを提供している。

一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定(以下、二種指定)を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では 3 名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループー体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりかねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。

また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。

(3) 禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

意見

禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンや LTE の普及等による OTT (Over The Top)主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。

ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第 4 位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の 3 グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月

次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。

また、KDDI 殿の au スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで 463 万契約(2013 年 7 月 30 日 KDDI 殿決算発表)に拡大し、KDDI 殿のスマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております(同決算発表)。当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。

スマートフォンや LTE の普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT(Over The Top)が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT(Over The Top)の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。

以上

平成25年8月7日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵 便 番 号 530-6116

(ふ り が な) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふ り が な) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

 だいひょうとりしまりゃくしゃちょう
 ふじの たかお

 代表取締役社長
 藤野 隆雄

検証項目			意見	
NTT東西	1 指定電	(2)第二種	ア 指定要	国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える
等における	気通信設	指定電気	件に関す	影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる
規制の遵	備制度に	通信設備	る検証	規制があって然るべきと考えます。
守 状 況 等	関する検	に関する		
の検証	証	検証		総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置
				を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約
				数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とす
				る企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上
				の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占
				化が著しく進行するものと危惧します。
				よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。 ・接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保) ・接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供) ・二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関
				加えて、MVNOの多人促進泉として、これまでに調した指直の検証が必要であるとともに、当該指直の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。
				・二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化
				・周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表
				周次数引 〒時時に小したINI VINO: NO 及

		 項目		意見
NTT東西	1 指定電	(3)禁止行	ア 第二種	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、
等における	気通信設	為に関す	指定電気	NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用
規制の遵	備制度に	る検証	通信設備	について、「非対称規制として維持していくことが適当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたし
守状況等	関する検		に係る禁	ます。
の検証	証		止行為規	
			制の適用	ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧
			事業者の	倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強大化しているものと認識しております。加えて、上
			指定要件	位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体へ
			に関する	の影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。
			検証	
				このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われ
				ることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることになります。
				以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グルー
				プの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

	検証	項目	意見
NTT東西	2 日本電	(1)検証の対象	①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合
等における	信電話株		NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行
規制の遵	式会社等		為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めてい
守状況等	に係る公		ることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねら
の検証	正競争要		れてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るも
	件の検証		のです。
			真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置いただくことが必要です。
			その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。

	検証	項目	意見				
NTT東西	2 日本電	(1)検証の対象	②NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動				
等における	信電話株		NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグルー				
規制の遵	式会社等		プー体となった共同営業行為や、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動がいまだに散見されます。				
守状況等	に係る公		例えば、NTT西日本殿のフレッツ光サービスの提供料金に関して、同社のテレビCMでは、フレッツ光の単体の料金を				
の検証	正競争要		大きく訴求し、「プロバイダとの契約・料金が必要」等の説明は、小さく表記するに留まっております。同様に、フレッツ光				
	件の検証		の訪問販売員から、「ケイ・オプティコムのeo光より安い」と説明される中で、ISP料金が含まれていないフレッツ光の単				
			体の料金を提示されるといった事例も見受けられます。				
			また、Google上で弊社ブランドの「eo光」を検索すると、NTT東西殿の販売代理店によるリスティング広告を用いて、				
			「eoより、お得な光ネット回線」との表記で当該販売代理店のホームページに誘導するケースも見受けられます。なお、				
			そのホームページ上では、料金比較をはじめ、弊社「eo光」に関する記載はありません。				
			これらのことは、利用者に提供料金を誤認させるのみでなく、公正な競争環境を歪めるものと考えます。				
			■NTT西日本殿「フレッツ光」に関するテレビCMの一例(2013年7月22日時点) Web光もっと2割解約金あり・自動更新 ファミリータイフ オークスロバイターとの契約・再会が必要です。 1 1 1 1 1 2 2 1 3 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1				

検証項目 意見 2 日本電 ■Google上での弊社ブランド「eo光」の検索結果と、当該リンク先ホームページの抜粋(2013年7月22日時点) (1)検証の対象 NTT東西 ØNTTÆÐ ÞE SOF | DØSSE(>9-25)ÐBBDÐ LÓÐ SÉÞ - Wedowe Ísturet En 等における 信電話株 * ** × Set Google *** 田内は (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) \$ · \$ · 3 · 6 · 4 - 25 · 6 - 25 · 0 · 7 · 100 · 0 · € 規制の導 ESCAR SETTEBRICOT INSECTO-ANDRESO. 式会社等 全面Na プレッツ光カンタンお申込み相談 **** ウェブ 画像 地図 ショッピング もっと見る * 検索ツール に係る公 加入数1,600万四級交替 0120-200-493 守状況等 FLET'S 日本語のページを検索 ※ 期間指定なし ※ NTT東西殿 の検証 正競争要 こ利用までの流れ 販売代理店 eoより、お得な光ネット回線 - hikari-n.jp 件の検証 www.hikari-n.ip/ 兵庫·京都·大阪·奈良·滋賀·和歌山 』オンライン24時間受付中! NTTフレッツ光、月朝2310円からの光回線 最大100,000円キャッシュバック/限定 月額2310円から【NTTフレッツ光】 - 最大10万円遠元【関西エリア限定】 ★メールでのご可能もお気軽に 弊社HP eo光《公式サイト》 - eonet.jp = www.eonet.in/ わからないことやご相談など 単門スタッンが丁寧にお答えします 総請 光は40光/これから光は 1半ガの時代へ、 有料テレビ解約をアンテナで応援 - tecnoa.co.jp 永遠に有料の光TV解約をアンテナで応援アンテナで受信すれば、無料です ※大阪府箕面市 箕面6丁目8-46 の地図 キャンペーン期間:2013年7月1日 ~ 2013年7月31日 迄 工事価格一覧・サービスエリア・無料お見積もり・他社とはここが違います フレッツ光の魅力 光ファイバーならeo(イオ) 光インターネット by ケイ・オプティコム 関西エリアでインターネットするなら、フレッツ光に決まり! eonet.jp/ -フレツツ器 の3つの魅力をご紹介! 本物のブロードバンドを楽しむなら、光ファイバーネットワーク 弊社HP ビス。関西電力グループのケイ・オプティコムが提供します。 大幅現金キャッシュバッ eoWEBメール - ユーザーサポート - ログイン - 初期費用・月割す 割引キャンペーン充実! スーパーハイスピード! 光もっと2 m0120-200-49 結論 光はeo光 | eo(イオ)新規お申し込み案内 eonet.ip/go/ + 関西エリアのお客様原定特典! お受取りはなんと、現金指込み お価値気はら今がチャンス! 「結論 光はeo光」光ファイバーのeo(イオ) なら一つの回緯でネット・電話・テレビをご... ≪ フレッツ光 が安さ・速さ・おトクをご提案!≫ 料金をはじめ、弊社「eo光」に関する記載 フレッツ光史上 最高スペック新登場!! は全くなく、利用者に誤認を与えかねない プレッツ州の多町な サービスをご紹介! また、上記以外に、次のような事例も見受けられます。 ・お客様がNTT西日本殿の電話窓口において、NTTグループ内のISP(NTTぷらら殿)の提案を受ける ・訪問販売員から、「eo光は工事の時に必ず穴をあけるが、NTTでは電話配管を使うので綺麗に工事ができる」と説 明を受ける

		項目	意見
NTT東西	2 日本電	(1)検証の対象	以上のことから、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分である
等における	信電話株		か継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施するべきと考えます。また、NTT
規制の遵	式会社等		西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含め
守状況等	に係る公		て、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。
の検証	正競争要		
	件の検証		
			③「活用業務制度」の是非
			ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を
			一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同
			制度については即刻廃止すべきと考えます。
			特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿
			によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明
			性・客観性の確保が求められます。
			よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービ
			ス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会
			等の公の場で議論いただくことを要望いたします。
			活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講
			じられているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。

検証項目	意見
NTT東西 3 その他 等における 規制の遵 守状況等 の検証	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOABーJ番号のIP電話サービスについては、「従来のOABーJ番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。
	特に、OAB-J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必要性」として以下の見解が示されています。 (平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料1-4抜粋)
	・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(OABーJ番号)を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ ・仮に、OABーJ番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある・我が国のOABーJ番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質要件の廃止等は適切ではない・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する

検証項目	意見
NTT東西 3 その他	また、当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、
等における	上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資
規制の遵	を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による
守状況等	最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわれるものと考えます。
の検証	
	以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境
	の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを
	要望いたします。

平成25年8月7日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課制度係 御中

郵便番号 141-6010

住 所 東京都 品川区 大崎 二丁目 1番1号

名 称 ソネット株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう ましだ けんいちろう 代表 取締役 社長 吉田 憲一郎

<別紙>

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」中、
「3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」で定められている項目に関して、以下のとおり意見を提出致します。

記

3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

(1) 指定電気通信設備制度に関する検証について

当社は、本年3月にLTE/3Gネットワークを利用したデータ通信サービスを、4月には個人宅向け商用FTTHアクセスサービスをそれぞれ開始しました。

今回、上記の新たな電気通信事業に参入するにあたり、当社は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律等の法令に基づく制度を利用し、第一種・第二種電気通信設備を設置する各電気通信事業者との間で協議等を重ねて参りましたが、指定電気通信設備制度等をはじめとする各種の制度や手続きが、概ね額面通りには機能しており、ほぼ当初に見込んだ通りの事業展開をすることができました。

これはこれまで総務省、関係事業者等によってブロードバンド普及促進のための議論が継続して 行われてきており、競争促進の観点からルール等が整備され、今般の「ブロードバンド普及促進 のための公正競争レビュー制度」等の施策によって検証されている結果、上記の通りの事業参入 が可能になったものであると認識しており、当社といたしましては関係各方面のこれまでのご努 カに対し、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、競争環境の整備については、制度的な課題、競争促進のための課題等が存在しており、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」によって固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信分野における競争政策について検証を実施し、検討課題を示し、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等について、引き続き検討が行われる必要があると考えています。

なお、ご参考までに今回の事業展開によって、当社として改善の余地があると考えられる事項を 以下に挙げさせていただきます。

■情報公開/情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について

FTTH アクセスサービスや LTE サービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開/更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。

- ・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設(解消)されるのか、に関する設備更改情報(予定時期等)の公開
- ・有償で購入した収容局ビル単位の光配線区画毎の住所情報につき、明らかに他と異なる 住所が含まれている場合や住所情報が詳細でないもの(番地記載なし等)が含まれている 場合が存在するため、正確な住所情報の提供
- ・LTE カバーエリア情報につき、お客様に対し個別に提供エリアをご案内するため、MV NO事業者に関しては、詳細なカバーエリア情報の提供

■各県域支店での個別ルールの存在と接続約款にて定めるべき事項について

NTT 各県域支店によって個別ルールが存在し、加入ダークファイバー申込後、支店によって異なった資料提出を要望される事があります。例えば、地図、施工図面などを追加で要望され、再度現地調査を行わなくてはならないなど、利用者の開通時期が遅れる等の影響が出ており、加入ダークファイバー申込に必要な資料や手続き等については、NTT 各県域支店で共通化し、接続事業者に開示されるよう要望します。

また、局内ダークファイバーの廃止対応に関する期日が定義されていないため、同ファイバー の張り替え等を実施したい場合に時間を要しています。この点につき、接続約款上で定めるべ き事項として検討していただきたいと考えます。

以上

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。

移動通信市場においては、過去10年間で、最大384kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.3億へと拡大し、固定通信市場に比べて約4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTE契約数は、平成24年3月末時点で約460万契約であったものが平成25年3月末時点では約2,570万契約と急拡大しており、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。

また、スマートフォン契約者数は、約2,570万(平成24年3月末)から約4,340万契約(平成25年3月末)に急増しています。

このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定系ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は平成24年3月末時点では固定44万世帯、移動体66万契約であったものが、平成25年3月末には固定212万世帯、移動体386万契約(KDDI殿 2013年3月期決算報告)となっております。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。

加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,680万契約)に迫る勢いとなっております。これらの事業者はタブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。

このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

こうした状況にありながら、これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした

指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています。 しかしながら、

- ①IP網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、 電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、
- ②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFM Cサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、

からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。

したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても94%(平成25年3月末)に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成25年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービス、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談やクラウド基盤上で医療機関の電子カルテ化を安価に提供する「Bizひかりクラウド Future Clinic 21ワープ」、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携したデジタル教材の提供に加え、職員室の電子化を支援する「Bizひかりクラウド おまかせ校務」の提供を予定しており、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。

したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例とその実施状況の評価を紹介するだけでなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行っていただきたいと考えます。

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめさんばんにごう 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし代表 取締役 社長 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証項目	当社意見
はじめに	国民の利便性向上や日本経済の更なる成長のためには ICT の利活用を通じ
	た新たな付加価値を創出していくことが重要と考えます。加えて、そのICT利活用
	の基盤となる電気通信インフラの健全な発展のためには、設備競争を通じたイン
	フラの強靭化や事業者の創意工夫によるサービスの高度化を図っていくことが必
	要と考えます。
	我が国の電気通信市場は、もともと日本電信電話公社による独占体制下で
	通信インフラが提供されていましたが、1985年の通信自由化以降、公社が独占
	していた通信インフラを民間に開放し、NTT と新規参入事業者との間で適正かつ
	公正な競争が行われるよう累次の公正競争ルールが整備されてきました。こうした
	制度枠組みが一定程度機能したことにより、現在の固定通信分野においては、
	NTT と競争事業者との間で FTTH における競争が進み、モバイル分野において
	も、創成期当初から設備競争が図られ、両分野ともに高度なサービスが普及し、
	日本のブロードバンド環境は世界最高水準にまで発展したと認識しております。
	しかしながら、電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野
	では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 72.5%、モバイル分野では、NTT
	ドコモの契約者数シェアが 43.6% (電気通信サービスの契約数及びシェアに関
	する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末)))と、固
	定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつづけ
	ており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。
	これは、NTT 東・西が、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継
	承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が事実上の一体
	経営を行っていることに起因していると考えます。そのため、1992 年の NTT ドコモ
	分離や、1999年のNTT再編成時に課された公正競争要件に加え、電気通信

				事業法に規定されている市場支配的な事業者に対する禁止行為規制や機能
				分離等の公正競争ルールは、NTT グループ各社の圧倒的シェアに鑑みれば、今
				なお有効かつ不可欠なものとなっています。
				特に、固定・モバイル両市場において圧倒的な影響力を持つ NTT 東・西と
				NTT ドコモを中心としたグループ連携が、過去の競争政策に逆行する形で認めら
				れた場合、現状のNTTグループのシェアはさらに増大し、結果的に競争事業者が
				市場から排除されることになります。これにより、国民にとってサービスや料金の選
				択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることから、公正競争ルールの
				更なる整備・徹底を図り、禁止行為規制の潜脱防止を強化することが必要で
				す。
				総務省においては、競争政策の検証の実施にあたっては、ICT 利活用の基盤
				となる電気通信分野において公正な競争環境を確保できるよう、上述のような
				NTT の特殊性や独占性、NTT の市場支配力が市場環境に与える影響を考慮
				したうえで、競争政策全体の適正性を検証し判断すべきと考えます。
NTT 東西等に	1 指定電気	(1)第一種指定	ア 指定要件に関する検証	第一種指定電気通信設備の指定は、指定要件に基づき適切に行われている
おける規制の遵	通信設備制度	電気通信設備に関		と理解しております。
守状況等の検	に関する検証	する検証		なお、昨年度の検証において適当とされた考え方(※)についても、変更すべ
証				き市場環境の変化は起こっていないと考えます。そのため、現状どおり、ネガティブリ
				スト方式の維持、メタル・光を区別せずに指定することを継続すべきと考えます。
				(※)「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 2 4 年度)」 (平成 25 年 3 月 29 日) P18 参照
				(平成 25 年 3 月 29 日) P18 参照 URL:http://www.soumu.go.jp/main_content/000215708.pdf
			イ 指定の対象に関する検証	第一種指定電気通信設備の指定の対象は適切と考えます。そのため、現在
				指定されている第一種指定電気通信設備については指定を継続すべきと考えま
				す。

	ウ アンバンドル機能の対象に関する	現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。
	検証	なお、NGN のアンバンドル機能については、設備競争を阻害するようなアクセス
		に関する機能のアンバンドルは不要と考えます。

その他	第一種指定電気通信設備に関して、以下のような課題があります。
	<利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保>
	2011 年 11 月に施行された改正電気通信事業法において、NTT 東・西に
	対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。
	しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業
	者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充
	分とは言えないと考えます。
	同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接
	続事業者と NTT 東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答
	までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が
	必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や
	設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用
	面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。
	<コロケーション、中継 DF 等のリソース不足の解消>
	競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケ
	ーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等の空きがない等の理由によっ
	 務省においては、NTT 東・西に対し、長期間 D ランク(利用不可)となっている
	収容局ビルについて今後の需要も考慮した上で D ランク解消に向けた設備計画
	を立てさせるよう、措置を講じるべきです。
	また、前述のとおり、同等性の観点から NTT 東・西の利用部門と接続事業者
	との間で、全局舎の情報がタイムリーに開示されているか、接続事業者は、NTT
	東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか、といった点につい

ても検証が必要と考えます。
ても検証が必要と考えます。 〈光配線区画の適正化〉 NTT 東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。 しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。

Т	T	Ι	Т	
	()	2)第二種指定	ア 指定要件に関する検証	日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラッ
	電影	気通信設備に関		トフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を
	する	る検証		繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モ
				バイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であ
				るとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきです。
				事業者間の円滑かつ公平な接続を推進する観点で現行の第二種指定電気
				通信設備制度を継続する場合には、指定事業者と非指定事業者の間で交渉
				力の不均衡が生じないようにする必要があり、その点で現行の指定の基準値は適
				切であると考えます。
			イ 指定の対象に関する検証	モバイル市場においては、電波には有限・希少性があるため、設備競争によって
				電波を有効活用しながら市場を活性化していくことが重要です。そのため、さまざ
				まな分野で強みを持つ MVNO が、MNO のみでは提供できない付加価値のある
				サービスを提供し、新たな市場を創造していく環境が必要です。
				しかしながら、日本における MVNO に関する現行の制度については、MNO に
				対してネットワークの開放義務を課す等、世界的に見ても MNO に対して特に厳
				しい規制が課されている状況にあります。国内の MVNO のみならず、グローバルな
				MVNO の展開も見られる中、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通
				信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要があります。
				このような観点から、第二種指定電気通信設備の「アンバンドルすべき機能」や接
				続料算定ルールについては、MNO の設備投資インセンティブを損なわないよう、
				過度な規制にならないようにすべきです。
	(3)禁止行為に	ア 第二種指定電気通信設備に係る	シェア1位のNTTドコモが圧倒的に強いという日本のモバイル市場の特徴に加
			禁止行為規制の適用事業者の指定	え、固定市場のドミナントである NTT 東・西とモバイル市場のドミナントである
			要件に関する検証	NTT ドコモが持株体制下でグループ一体経営を行っているという NTT の組織形
				態の特殊性等に鑑みれば、現行の NTT ドコモに対する禁止行為規制は適切で
				14 1 1 1 1 1 1 1 1 1

1		
		す。また、NTT ドコモは 40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、
		NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはありません。
		なお、EU においてもシェア 40%超の事業者に市場支配力があると認定してい
		るとおり、現行の禁止行為事業者の指定ガイドラインにおいて、「第二種指定電
		気通信設備を設置している電気通信事業者が一定期間継続して40%を超
		える高い市場シェアを有する場合には、特段の事情が認められない限り指定」とす
		る基準値は適切と考えます。さらに、禁止行為規制の適用事業者の指定にあた
		っては、市場シェアのみならず、電気通信事業者の総合的な事業能力を測定す
		るための諸要因※も踏まえて総合的に判断することは適切です。
		※事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランドカ、製品・サービス
		の多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要及び供給の代替
		性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における優位性、共同支配
	イ 指定電気通信設備制度における	1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に完全資本分離
	禁止行為規制の運用状況に関する	を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経
	検証	緯を踏まえれば、その際に NTT ドコモや NTT 東・西に課された公正競争要件は
		極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、
		市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な
		競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的
		に取り扱う等を禁止する禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場
		においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有している NTT 東・西、NTT ドコモがそ
		の対象となっています。
		特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野にお
		ける競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言う。)において規
		定されているとおり、支配的事業者である NTT 東・西、NTT ドコモが「自己の関
1		

係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTT グループ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT 東・西や NTT ドコモのいずれか一方が関連する NTT グループ連携は禁止行為規制を潜脱するおそれがあると考えます。

ましてや、禁止行為規制が適用されている NTT 東・西と NTT ドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。

そのため、総務省においては、NTT グループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。特に以下の事例について厳格に調査・検証する必要があります。

<NTT 東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携>NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管することに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策により NTT グループー体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。

NTT ファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化するこ

とによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。

<日本電信電話ユーザ協会(第三者を介したグループー体営業事例)> 1976 年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公 社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の形態のままで運用され ています。さらに、NTT グループの OB が同協会の役員に就き、現役の NTT 東・ 西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮 問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTT グループが協会運営に 直接関与しているものと思われます。

また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTT グループ各社の商品・サービスの紹介や NTT グループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳(公社時代から継承する顧客基盤を基に作成)の広告割引等を行っており、NTT グループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。

このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。

	<県域等子会社によるドコモショップ兼営>
	NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社
	が、NTT ドコモからの受託により NTT ドコモの携帯電話の販売を行うこと(併
	売)は、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われないとしても固
	定と移動の実質的に排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考
	えます。したがって、県域等子会社による NTT ドコモの商品・サービスの取り扱い
	(ドコモショップの兼営)は禁止すべきです。
	<isp ntt="" を介した="" ドコモの連携="" 東・西と=""></isp>
	ISPが、NTT 東・西のフレッツと NTT ドコモの携帯電話の同時加入で、高額の
	キャッシュバックを実施している事例がこれまでにも存在していたところですが、これ
	は、NTT 東・西と NTT ドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体
	営業と考えます。
	このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業
	務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考え
	ます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間
	接的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、
	実質的な一体営業が行われないように禁止すべきです。
	<くらし快適サービス NTT tabal について>
	NTT ファイナンスが提供している「くらし快適サービス NTT tabal」は、NTT グル
	-プの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサ-
	ビスですが、本サービスは NTT ブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、
	子会社である NTT ファイナンスによる提供であることを明示すべきです。
	本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、

		NTT 변과 국정보다 F7월 /> L 西次하늘만 ## 中554년대 ## ## ## TU ##
		NTT グループ各社によるポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービ
		スを行っていないか継続して調査を行い、問題が見つかれば必要な措置を講じる
		べきと考えます。
		<光ポータブル(サービスを介した事実上の移動体との連携事例)>
		NTT 東・西は、「光ポータブル」を介して、NTT ドコモや NTT ドコモ網を利用し
		た MVNO の移動体サービスの販売を、フレッツサービスからのレバレッジを利かせる
		形で行っており、固定市場とモバイル市場におけるドミナント事業者である NTT
		東・西と NTT ドコモが実質的に連携している状況を作り出しています。総務省に
		おいては、NTT グループ間の直接的なサービス連携にとどまらず、間接的な連携
		についても公正競争上の問題がないか厳格に調査・検証を行い、実質的なサー
		ビス連携が行われないように禁止すべきです。
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止	特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止
	行為規制の運用状況に関する検証	行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられる
		ものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォール
		を設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コミュニケーションズが第一種指
		定電気通信事業者である NTT 東・西の特定関係事業者として指定されている
		と理解しています。
		しかしながら、NTT ファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモシ
		ョップ兼営等 NTT グループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事
		業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏
		まえると、NTT コムのみならず、NTT ドコモも特定関係事業者に規定すべきと考
		えます。
		また、NTT ファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業
		者ではない NTT ファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業

T		
		者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところです
		が、NTT ファイナンスによる統合請求の事例については、NTT 法、累次の公正競
		争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTT ファイナンスを介
		して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争
		的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。
		これに照らせば、NTT ファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関
		係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべきと考えます。
		なお、今後もコスト効率化の観点等の理由により NTT ファイナンスの事例のよ
		うな非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者で
		ある NTT 東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定でき
		ないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以
		外を活用した NTT グループの連携や業務統合に関係する事業者についても特
		定関係事業者の対象とすべきと考えます。
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検討	機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報
	(5)機能分離の運用状況に関する検証	が厳格に管理され、NTT 東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止
		や、競争事業者の手続きと NTT 東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、
		さらには、子会社における NTT 東・西から受託した業務に係る情報の目的外利
		用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようにな
		ったことは一定の効果があったと考えます。
		しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有する
		NTT 東・西のシェアは FTTH 契約者数においては 72.5%(電気通信サービス
		の契約者数及びシェアに関する四半期データ(平成 24 年度第 4 四半期(3
		月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督
		規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。
		具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督
		具体的には、以下に列争するような項目についく、機能分離及び子会社監督

の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定され ておらず充分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT 東・西に対して 厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ○子会計監督関連 ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあること から再委託先についても監督対象とすべき。 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあること から禁止すべき。 ・再委託先についても NTT 東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する 恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。 ○計内体制関連 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容について は、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検 証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。 ・監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が 不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。

実施すべき。

・監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も

・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができな

・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制

いことから、NDAを結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。

を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。

	○同等性関連 ・申込から開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT 東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象と
	また、総務省においては、NTT 東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止 行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西利 用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検 証を行っているところですが、規制対象であるNTT東・西自らの報告をベースに検 証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。

[(1
±
E

(1)検証の対象

<活用業務>

本来、活用業務制度は、事実上独占となっている NTT 東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置を NTT 東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT 東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。

さらに、2011 年 11 月に NTT 東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、制度改定後1年半で NTT 東・西で計8件の届出がなされ、今後も活用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大する恐れがあります。

また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争 要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務 が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。

NTT 東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を徐々に届け出ることで、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念があります。実際に、IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定については、市場規模が小さく、影響が少ないとの判断から法人向け IP 電話サービス(平成 15 年 10 月)が認可され、その後、集合住宅向け IP 電話サービス(平成 16 年 7 月)、戸建向け IP 電話サービス(平成 17 年 1 月)が立て続けに認可された結果、NTT 東・西のひかり電話の市場シェアは一時期 75%を超えるまでに急激上昇し、公正競争上大きな影響を及ぼした経緯があります。

したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効

性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT 東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を 阻害していないか確認すべきです。

NTT 持株体制下で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP事業を行っている中、NTT 東・西がモバイル事業、ISP事業等に進出することは、NTT グループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があることが明白である NTT 東・西による移動体事業や ISP 事業等への参入については当然禁止すべきです。

○その他

以下の点についても公正競争上の問題がないか調査・検証する必要があります。

<NTT ブランドの使用>

県域等子会社や NTT グループ各社は、NTT 法第8条によって本来使用が NTT 持株及び NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」 = NTT ブランドを 「NTT 東日本 – 〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠し、NTT 再編時の趣旨 に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。また、昨今、NTT ドコモが、会社名表記を「株式会社エヌティティドコモ」から「株式会社 NTT ドコモ」への変更を発表しましたが、このように「NTT」ブランドを軸に訴求することは、ユーザーに対して実質的に NTT グループ統一や連携を強く想起させるものであると考えます。総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドが NTT グループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。

<フレッツ光 TV の広告表示>

「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、

	NTT 東・西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られ
	ます。NTT 法において放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東・西
	は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャストであることを利用者が明確に理
	解できるようにすべきであり、総務省においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明
	確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべき。
	加えて、当該サービス以外についても、別会社を介してフレッツ上で提供されてい
	る事例が散見されますが、NTT 東・西が提供主体となっていないサービスについて
	は、「フレッツ」等の NTT ブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと
	考えます。

以上

意見書

2013年8月7日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号 住 所

ぴーぴーか ぶしきがいしゃ (ふりがな) ソフトバンク BB 株式 会社 氏 名

だいひょうとりしまり やくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表 取締 役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号 住 所

(ふりがな)

ソフトバンクテレコム 株式 会社 氏 名 だいひょうとりしまり やくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表 取締 役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区 東新橋 一丁目 9番 1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル 株式 会社

だいひょうとりしまり や くしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表 取締 役 社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意 見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

情報通信は、日本経済を牽引する基盤であるとともに、国民の生活の利便性向上、経済活性化を支える重 要な社会インフラであり、ブロードバンドの普及・促進は、これらを発展させていく上で非常に重要な政策と考え ます。政府においては、2010年の「「光の道」構想実現に向けた取りまとめ」のなかで、公正競争環境の整備や 利活用の促進等を通じ、2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用を実現することを目標 に掲げています。また、2010年12月に策定された、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」においては、 上記目標を達成すべく、制度整備の実施 3 年後を目途に包括的な検証を行うこととされております。制度整備 の3年後にあたる2014年には、政府が掲げた目標を達成すべく、NTT 等に係る累次の公正競争要件を中心と して構成されている競争ルール全体の枠組み等の見直しについても十分に検証を行い、あらゆる関係者が協 力の上、各種取組みを推進する必要があると考えます。一方、情報通信市場及び関連市場においては、後述 しているとおり、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)を頂点とする NTT グループによる、グルー プ共同広告、ドコモショップでのフレッツ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合 (NTT グループ統合請求)等、実質的なNTTグループ連携が進められています。このような連携を行っている NTT グループは、総資産 1 兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市場において有力な 地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過 度に集中する状況において、NTT 持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信 分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要 があると思われます。そこで、2014年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視 点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った 上で、各分野での NTT グループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等 について、総合的に検証を行う必要があると考えます。

以上を踏まえた上で、次頁より、本制度の検証項目に関する弊社共意見を述べさせて頂きます。

<u>意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</u>

	検証結果案		意見
1. 指定	(1)第一	ア 指定要件に関する検証	総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これ
電気通	種指定電		までの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための
信設備	気通信設		公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情
制度に	備に関す		の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の
関する	る検証		種別(メタル・光)を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考
検証			え方を踏襲しているところです。
			- 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式
			の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となって
			いるという事実は認められないとしたところである。
			- この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する
			蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度
			において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方
			法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されな
			ければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設
			備制度の趣旨に照らして妥当である。
			- 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証
			結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定するこ
			とは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用
			いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設
			されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する
			際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理
			性があると認められるとの考え方を示したところである。

検証結果案		意見
		- ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線
		や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供される
		サービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含
		めて判断することは適当でない。
		今年度も、例えば FTTH 市場について、NTT 東西殿の契約数のシェアは平成 24 年
		度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特
		段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末
		系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継
		続すべきです。
	イ 指定の対象に関する検証	〈現行指定の対象について〉
		第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争
		環境に大きな変化はなく、平成25年6月27日に公表された「電気通信サービスの契
		約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末))」に
		よると、NTT 東西殿は固定電話で 76.5%、FTTH で 72.5%、0ABJ-IP 電話で 62.2%の
		シェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受け
		ている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考
		えます。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<アンバンドルの在り方について>
		日々進化する技術を導入し、通信基盤を強化・進展させることは、情報通信分野を
		更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非
		常に重要です。NTT 殿におかれましては、新しい通信基盤である NGN に関する研究
		開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみな
		らず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしているものと考えます。

検証結果案	意見
	一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接
	続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えま
	す。
	例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で 10Gbps 級光
	アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行と
	は異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との
	接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性が
	あります。NGN の設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の
	在り方(答申)」(2011 年 12 月 20 日)においても記載のあるとおり、「現時点では技術
	的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となるこ
	とがあるという点も留意することが必要」であると考えます。
	第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前
	提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこ
	れまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考え
	ます。
	〈アンバンドルの要件について〉
	アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能
	であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されていま
	す。NGN における公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点
	から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、
	NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。

検証結果案	意見
	①具体的な要望があること
	「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20
	日)において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味で
	の「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とあります。し
	かしながら、弊社は、複数年前より NTT 東西殿と「NGN 上での 0ABJ-IP 電話提
	供」について NTT 東西殿の設備・システム構成等を想定した「具体的な要望」を
	行っておりますが、弊社が提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂け
	たものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。
	このように「具体的な要望」が何か、極めて曖昧であることから、サービス内容
	や実現手段を提示した場合であっても、「具体的でない」とNTT 東西殿が主張し、
	協議が年単位で進まない状況が発生しています。加えて、実現性のある代替案
	の提案を行うための NGN の情報開示若しくは NTT 東西殿からの代替案の提
	示も頂けない状況です。
	従って、「具体的な要望」の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続
	事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する「具体的な要望」
	とみなすことが必要と考えます。
	仮に、接続事業者からのアンバンドル要望全てを「具体的な要望」の対象と出
	来ない場合は、NTT 東西殿が求める「具体的な要望」を満たすため、NTT 東西
	殿からの情報開示を義務付ける等の措置が必要です。
	②技術的に可能であること
	『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996 年 12 月 19 日)』にお

	検証結果案	意見
		いて「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せ
		ない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた
		通り、NTT 東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべ
		きです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT 東西殿
		は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用し
		た説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する
		情報提供を行うべきと考えます。
		また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の
		検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事
		業者との協議を持つことも必要です。
		③過度に経済的な負担がないことに留意
		アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続
		事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿
		の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担
		の在り方については、協議をもって解決することが必要と考えます。
		また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理
		性についても、接続事業者側で検証が行えるよう、前もって十分な情報開示を実
		施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行
		えるよう、NTT 東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべきです。
その)他	<ボトルネック設備利用の同等性>
		機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプット
		の同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性に

検証結果案		意見
		ついては、NTT 東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、
		総務省殿においても後述の NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以
		下の項目についても、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同
		等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。
		・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等)
		・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等)
		・ システムの同等性(システム連携のインタフェース等) 等、
		<onu の端末設備化=""></onu>
		現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置(ONU)は NTT
		東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿が設置し、ユーザヘレンタル提
		供しています。NTT 東西殿は、過去、ONU のレンタル代金として月額 945 円で提供を
		行っておりましたが、独占領域である ONU は、過去 10 年間において、金額・機能等に
		大きな発展はありませんでした。ONU の開放の是非については、競争政策や規制・制
		度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないこと
		から、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成 23 年 12 月
		20日)」において、「FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関し
		ても、(中略)技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされてい
		ることからも、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。
(3)禁止	イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関	(ア) NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売
行為に関	する検証について	昨年同様、NTT東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、
する検証		「NTT ドコモ」という。)殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱

検証結果案	意見
	いを行っている事象が確認されています(別添資料1)。NTT 東西殿の県域等子会社
	において、たとえ NTT 東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織にお
	いて NTT ドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT 東西殿の県域等子会社
	において、NTT ドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変
	わりなく、また、NTT 東西殿の県域等子会社において、競争事業者の商品が当然取り
	扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第
	30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施し
	ているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、
	監督義務を有する NTT 東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると
	考えます。
	(イ)「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務
	「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コ
	ミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の ID、決済
	の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の
	事例として示されている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する
	可能性が高い事例であると考えます。
	当該行為に対し、NTT ドコモ殿及び NTT コミュニケーションズ殿は、「「自己の関係
	事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされてい
	ますが、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者がサービス提携を行
	なうことは実質困難です。また、本サービスの報道発表資料(2010 年 5 月 13 日発表)
	(別添資料2)からも分かるとおり、後述の「NTT おまとめ請求」と同様に NTT 持株殿が
	主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況

検証結果案	意見
	をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移
	動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの
	検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考え
	ます。
	(ウ)NTT グループカードによるセット割引の恐れ
	NTT ファイナンス株式会社殿(以下、「NTT ファイナンス殿」という。)が提供する「お
	まとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループカードに入会することで、
	NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等の NTT グループ会社等の
	通信サービス料金からその利用額に応じ、一部キャッシュバックされるものです。当該
	行為は、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている
	「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該
	当するおそれがあると考えます。同サービスは、NTT のブランドカを前面に押出してお
	り、また NTT グループ以外の提供企業は、大手 ISP2 社(NEC ビッグローブ株式会社
	殿及び二フティ株式会社殿)のみという状況から、一部の電気通信事業者に対する実
	質的な優先的取扱いが解消されたとはいえません。このような状況を黙認すること
	は、NTT グループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グループの市場シェア
	を利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTT グループ殿の独占性を推
	進することに他なりません。総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2
	号を事実上潜脱していないか、十分に検証を行い、必要に応じ措置を講じるべきと考
	えます。
	(エ)「NTT tabalポイント」によるセット割引の恐れ

検証結果案	意見
	NTT ファイナンス殿が提供する「くらし快適サービス NTT tabal」において、インタ
	一ネットサービスプロバイダの料金をはじめとした様々なサービスの料金のお支払い
	を、NTT東西殿の固定電話やフレッツ、若しくはNTTドコモ殿の携帯電話の請求にた
	ばねることで、「NTT tabalポイント」が付与されるものとなっています。ポイントは、電
	話やフレッツ、携帯電話等の料金のお支払いに対しては付与されないことから、直ち
	にセット割引の実施等、電気通信事業法第30条第3項第2号等に該当するものでは
	ありませんが、今後該当することのないよう、引き続き注視すべきと考えます。
	(オ) NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業 NTT 東西殿の 116 窓口において、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT 東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、TRIC N ままのは (株) またりにまた。
	ますが、現に当該事象は継続的に生じており **1、問題は改善されていません。従っして、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去し
	C、現代の事後アエクノとする壁で体制では本事業の関重ができていない改工、過去 に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更
	についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当
	性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解
	消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。
	※1 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果

検証結果案		意見				
		調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月	
		回答総数	312 件	216 件	95 件]
		Q:NTTが提供している	るインターネットサー	-ビス(フレッツ光)	についての勧誘を	受けまし
		たか?				
		(対象:全アンケート© 	回答者対象、「不明」	」回答除く)		
		2011年7月	201	2年7月	2013年7月	
		なし	なし	あり	なしあり	
			56%	44%	48% 52%	
		(156件)(15	6件) (122件)	(94件)	(46件) (49件	=)
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用	後述の NTT グル	ープ統合請求等、N	ITT グループ企業	や代理店を介した	-事業連携
	状況に関する検証	が益々進展していま				
		る一方、NTT 東西縣				
		しています。類似の				
		定の包括検証に当				
		いことを踏まえ、脱法	いなグループ連携	を防止する規制	怪備等の検討等も	行うことが
		必要と考えます。				

検証結果案	意見
(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	<ntt 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について=""></ntt>
(5)機能分離の運用状況に関する検証	NTT 東西殿が 2013 年 6 月 28 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措
	置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対
	象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大し
	て頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考
	えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。
	従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実
	施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと
	考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべ
	てが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲
	について再度検討が必要と考えます。
	1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施
	状況に関する事項
	イ. (3)
	・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるお
	それがある。
	□. (1)
	・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、
	特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると
	はいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされ
	ていない。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に

検証結果案	意見
	確保されていない。
	(2)
	・ 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その
	他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材
	の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が
	十分に確保されていない。
	2. 電気通信事業法第 31 条第 5 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施
	状況に関する事項
	イ. (1)
	・ 本来であれば、昨年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入
	前後でどのように部門変更があったのか不明であり、十分な対処になってい
	るか確認不能。
	<u>二</u> .
	・ 具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接
	続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどま
	っており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱
	いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外
	部検証性が十分に確保されていない。
	(規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所があ
	る可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位
	その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。)

検証結果案	意見
	ト. 及びチ(1) ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。 ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。(標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。) ・ 別添 10 の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT 東西殿の申込日~回答日がすべて 0 日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等がNTT 東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。
	3. 電気通信事業法第 31 条第 2 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施

検証結果案	意見
	状況に関する事項
	イ. (1)
	・ 同等性確保の検証のためには、NTT 東西殿の各部門における保有設備を
	明確にすべきであるが、公表されていない
2. 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(ア) NTTグループの連携強化
	NTT グループは上述の「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」、「NTT グルー
	プカード」や下記で述べている NTT グループ統合請求等を始めとしたグループ連携を
	強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグル
	一プ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。
	こうしたグループ統合施策等については、NTT グループ各社は「お客様の利便性向
	上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の
	短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な
	視点で利益を享受するためにあるものです。2014年を目途として実施する包括的な検
	証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与
	える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。
	(イ)NTT グループ統合請求
	昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。
	本施策の問題点は、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆
	円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株
	殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループ
	の組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。

検証結果案	意見
	総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責
	務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法によ
	り各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な
	電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、
	適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容
	について毎年度報告することを要請」しており、NTTグループの組織の再統合・独占回
	帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものの
	考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争
	事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹
	起されてないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証
	については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考え
	ます。
	(ウ) NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為
	NTT 東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケー
	ションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。) 殿のサービスに割引を
	付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が
	見受けられます。これらは NTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、
	電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「「日本電信電話株式会社の事業の引継
	ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)に
	おける承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争
	の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するもの

検証結果案	意見
	と考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査
	等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べ
	たとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱
	行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であ
	るため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。
	・NTT 東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTTコミュニケーションズ殿の ISP
	料金の値下げ提案を同一の NTT 東日本営業担当者が実施 等
	(エ)NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止
	本年度においても、NTT 持株殿を中心とした NTT グループ内における役員の配置
	転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的な
	グループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先
	述の NTT グループ統合請求事案や、NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の
	共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念
	があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと
	考えます。
	(オ)NTT ブランド使用ルール整備
	NTT グループ各社が社名やサービスの一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称
	を用いて営業することは、NTT グループによる一体的なサービス提供を想起させるお
	それが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「「NTT」IDロ
	グインサービス」や「「NTT」グループカード」といったサービス名称や後述のとおり、株
	式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テ

検証結果案	意見
	レビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの
	提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点か
	ら問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備
	すべきと考えます。
	(カ)「フレッツ」のサービス名称使用
	オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009 年 2
	月に NTT 東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明
	記するよう行政指導 ^{※2} が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを
	提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です ^{※3} 。NTT 法で放送
	業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体が
	オプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであると考え
	ます。総務省殿においては、当該放送サービスの提供主体について、利用者が正しく
	認識しているかについてアンケートを実施する等、現状を正確に把握した上、仮に利
	用者に誤認与えている状況であることが確認できた場合、適切な措置等を講じるべき
	と考えます。
	※2 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008 年度)」に基づき講じるべき措
	置について(要請)(2009年2月25日)
	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1
	※3 別添資料3参照
	(キ)活用業務・目的達成業務制度について
	<制度全般について>

検証結果案	意見
	そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西 NTT の地域網のオープ
	ン化を徹底させるための措置」等をNTT東西殿に自主的に講じさせることにより、地域
	通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであ
	ったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開
	放政策により、ADSL 市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、
	IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、
	NTT-NGN や光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至って
	いないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争
	事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放
	が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに
	強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。
	また 2011 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT
	法」という。)が施行され、NTT 東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと
	規制緩和されましたが、同法施行後、2011 年 12 月 21 日に NTT 東日本殿から「インタ
	ーネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請された
	ことを皮切りに、平成 25 年 8 月 7 日(現在)までに計 9 件もの届出がなされています。
	認可制時代は、申請数が年間平均 1.2 件であったことを踏まえると、届出制への移行
	後は年間平均 5.3 件と、実に 4 倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっ
	かけとして、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さら
	に大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。
	また、NTT 東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規
	制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと
	考えますが、2012 年 6 月 22 日、NTT の新社長は所信表明において、「NTT 東、西の

検証結果案	意見
	業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではな
	い。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」(2012 年 7 月 2 日
	通信興業新聞第 1 面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆
	していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざる
	を得ません。
	従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、真の公正競争
	環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体である
	NTT グループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。
	<上位レイヤへの進出について>
	現行制度においては、NTT 東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されてお
	り、その理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野である
	コンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる
	一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業にお
	ける競争政策の在り方についての第一次答申~IT時代の競争促進プログラム~」20
	00年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられています。
	今般NTT東西殿においては、活用業務制度を利用した ASP サービスやクラウドサ
	一ビスといった上位レイヤへの進出が目立っていますが、こうした上位レイヤへの進
	出が進めば、上述のとおり、「通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不
	当な影響力が行使され」るおそれのあるものであり、仮に NTT 法第 2 条第 5 項の「"電
	気通信事業"の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がなかったとしても、隣接
	分野も含めた公正競争を確保する観点から、本来認められるべきではないと考えま

検証結果案	意見
	す。
	<isp 業務やモバイル業務への進出について=""></isp>
	2011 年 11 月 17 日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一
	部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP 業務やモバイル
	業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をお
	よぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されていま
	す。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を
	活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮に NTT 東西殿にて同
	種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善
	命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。
	<目的達成業務を利用した NTT グループの実質的セット販売について>
	NTT 東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出る
	ことにより、「音声利用 IP 通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が
	可能なスマートフォン(SIM カードを除く)」の販売・保守が可能な状況になっています。
	しかしながら、SIM カードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端
	末単体で販売することは想定されにくく、通常 SIM カードとセットでの販売になると考
	えます。この際、同じグループ会社の NTT ドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、
	排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従って、総務省殿は、公正競
	争環境を確保するため、特に以下のような観点で、実質的に脱法的な営業行為を許し
	ていないか等を検証すべきと考えます。
	- 販売機種が特定のキャリアに偏っていないか

検証結果案	意見
	- 当該目的達成業務として販売したスマートフォンに使用されている SIM カー
	ドのキャリアについて偏りがないか
	- NTT 東西殿の販売員が特定のキャリアを推奨する行為が行われていない
	か
	なお、仮に問題が認められた場合においては、徹底した指導等是正措置を実施す
	ることを要望します。

以上

NTT東西殿の県域等子会社によるNTTドコモ殿の商品取扱の一例

別添資料①





http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba data/docomo.html http://www.ntt-west-kyushu.co.jp/comm/docomo.html

NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供について

別添資料②

報道発表資料

NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供について

-現在ご利用の認証IDで、インターネットサービスがより安心・便利に-

<2010年5月13日>

NTTコミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ NTTレゾナント株式会社 日本電信電話株式会社

NTTコミュニケーションズ株式会社(代表取締役社長: 和才 博美、以下NTT Com)、NTTドコモ、NTTレゾナント株式会社(代表取締役社長: 中嶋 孝夫、以下NTTレゾナント)は、各社のお客様が現在ご利用中の認証ID(OCN ID、docomo ID、gooID)により、NTTグループおよびパートナー企業のWebサイトへのシングルサインオンを実現する「NTT IDログインサービス」を、2010年5月14日より提供開始します。

また、2010年度第2四半期には、「NTT IDログインサービス」を活用した便利な決済連携サービス「NTTネット決済」を提供開始する予定です。

これにより、NTT Com、NTTドコモ、NTTレゾナントの延べ約7,000万のお客様を始めとした多くのお客様に、より便利で安心なインターネットサービスを提供していきます。

- ▼ NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供についての概要 📑 ▼ 賛同コメント
- ▼ NTT IDログインサービスのご利用イメージ 🖐 ▼ NTTネット決済のご利用イメージ

http://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2010/05/13_00.html

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料③



平成25年7月

東日本電信電話株式会社発行

「フレッツ・テレビ」及び「フレッツ光」の 構成が類似しており、誤認を与える

意見書

平成 25 年 8 月 7 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

		検証項目			意見
NTT東西	1 指定電	(1)第一種指定	ア	指定要件に関する検	■ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別 (メタル・光)
等における	気通信設備	電気通信設備	証		の現行維持
規制の遵守	制度に関す	に関する検証			ネガティブリスト方式は、競争事業者がボトルネック設備を用
状況等の検	る検証				いた新たなサービスを迅速に提供するために必要不可欠である
証					ことから、維持することが必要と考えます。
					また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨
					年度の検証結果における総務省殿の考え方から、特段の状況変化
					は見られないため、引き続き種別を区別せずに指定することが必
					要と考えます。
			1	指定の対象に関する	■指定対象の現行維持
			検証	Œ	現行指定対象となっているNGN、光ファイバ、WDM装置等
					については、NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/
					PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展している
					ことを踏まえれば、利用者、及び競争事業者にとっての不可欠性
					はさらに高まると考えられるため、指定対象の維持が必要と考え
					ます。
			ウ	アンバンドル機能の	■定格容量値に基づく電気料契約の見直し
			対象	象に関する検証	現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算

定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担 せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負 担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられます。

この状況は、競争事業者に対して過度な負担を与えており、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションに伴い、ドライカッパ電話事業者やADSL事業者が、コロケーション設備の撤去や集約によるコスト削減効果を効率的に創出するにあたって、支障となっております。

従って、NTT東西殿は利用実績に近い値で電気料を算定する 方法を検討すると共に、競争事業者から電気料柔軟化スキームの 提案があった場合には、真摯に検討いただく必要があると考えま す。

■網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証

NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキームがありません。

これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しないことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸念されます。

従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本

1		
		的に市販品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競
		争事業者のみが利用する設備やシステムの調達は入札制とする
		など、コスト削減インセンティブが機能し、なおかつ、コストの
		妥当性が検証可能となるスキームが必要と考えます。
		なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東
		西殿の設備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセ
		ンティブが機能しない原因の1つとなっているため、例えば、設
		備利用部門における運用変更やシステム更改の際などに合わせ
		て、可能な限り、競争事業者と共通のオペレーションシステムを
		利用することも有効な対策になると考えます。
第二種指定ア	指定要件に関する検	■指定基準の現状維持
気通信設備 証		二種指定制度については、接続協議において強い交渉力を有す
関する検証		事業者による、優位性を背景とした不当な差別的取り扱いを懸念
		して規定されたことを鑑みれば、二種指定事業者とは事業規模や
		顧客基盤の異なる当社のような新興事業者を指定対象に追加す
		ることは、当該制度の形骸化に繋がると考えます。そのため、指
		定基準の端末シェア10%は現状維持が適切であると考えます。
1	指定の対象に関する	-
検	証	
禁止行為にア	第二種指定電気通信	-
する検証 設	·備に係る禁止行為規制	
0	適用事業者の指定要件	
12	関する検証	
1	指定電気通信設備制	■県域等子会社等の禁止行為規制対象への追加
	武通信設備 関する検証 イ検ア設のに	試通信設備オ 指定の対象に関する検証禁止行為にア 第二種指定電気通信 設備に係る禁止行為規制 の適用事業者の指定要件に関する検証

度における禁止行為規制 の運用状況に関する検証

「ドコモショップでのフレッツ商品販売」、「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。

このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTTHの72.5%、携帯電話43.6%(※1)と高い水準にあることを踏まえれば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻害する虞があると考えます。

なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の 監督義務が課されているところではありますが、2013年6月 28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措 置等報告書」(以下、禁止行為規定報告書)の別添資料3によれ ば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行って います。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携 が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する 体制が必要と考えます。

従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTT ドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指 定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施 主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが

		必要と考えます。
		(※1)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの
		公表(平成24年度第4四半期(3月末))
	ウ 特定関係事業者制度	■特定関係事業者制度の指定対象の見直し
	に係る禁止行為規制の運	特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対処のみで
	用状況に関する検証	は公正競争の確保を十分に担保し得ない場合に、役員兼任の禁止
		といった厳格なファイアーウォール措置を設けるものであり、現
		在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関
		係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、
		指定対象になっていると理解しております。
		この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品
		販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販
		売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委
		託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところで
		あり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考
		えます。
		従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連
		携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NT
		Tドコモ殿を特定関係事業者に追加することが必要と考えます。
		また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTフ
		ァイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定
		関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を

		進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があり
		ます。
		これら事例についても、公正競争の担保が必要であることか
		ら、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実
		施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共
		に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012
		年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特
		定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置(役員
		兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイア
		ーウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考えます。
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に	■運用状況における外部検証性の確保(以下(5)と共通意見)
	関する検証	禁止行為規定報告書については、今年度より、新たにラインシ
		ェアリング、ドライカッパ、情報開示の手続き等についての平均
		日数が公表されており、競争事業者がボトルネック設備利用の同
		等性の状況を把握する上で大変有意義であると考えます。
		しかしながら、これらの情報はあくまで一部であり、未だその
		大半が公表されていないことから、業務委託先子会社等監督、及
		び機能分離の運用状況や実効性は、競争事業者にて把握出来ない
		状況です。
		従って、透明性担保の観点から、総務省殿においては、引き続
		き、禁止行為規定報告書の内容の開示を可能な限り推進していた
		だくことや、報告内容の検証結果を公表していただく必要がある
		と考えます。
	(5)機能分離の運用状況に関する検証	■リードタイムの同等性の検証
·		

		·
		禁止行為規定報告書別添資料9-2の「①申込日~回答日」の
		平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカッパ(D
		SL、電話)が1日であるのに対して、フレッツ・ADSL(利
		用回線型、契約者回線型)、加入電話・INSネット64は0日
		となっております。
		これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する
		機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があ
		るため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う
		必要があると考えます。
		加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率につい
		ては、例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供(光
		回線設備の伝送損失及び経過年数調査)」のように50%に留ま
		るものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調
		査が必要と考えます。
		なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用
		に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認
		められた場合は、同等性を図るための更なる措置(例えば、シス
		テムの物理的分離等)の実施を検討すべきと考えます。
2 日本電	(1)検証の対象	■日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し
信電話株式		NTTグループについては、 ①公社時代から線路敷設基盤等の
会社等に係		ボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤(約2,800万契
る公正競争		<u>約)を継承しており</u> 、なおかつ、 ②FTTHの市場シェア72.
要件の検証		5%、0ABJ光IP電話の市場シェア62.2%、携帯電話の

市場シェア43.6%(※2)とEUのSMP規制における市場 支配的地位の判断基準(市場シェア40%又は50%)に照らし 合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあるこ とを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依 然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されるところです。

そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。

これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったとことが挙げられると考えます。

従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等(非電気通信事業者を含む)に拡大するといった見直しを行うこ

	とが必要と考えます。
	(※2)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの
	公表(平成24年度第4四半期(3月末))
3その他	_

以上

意見書

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目 3番2号 神戸駅前ツインビル7階 (関西ブロードバンド株式会社内)

(ふりがな)でいーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、 御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 DSL 事業者協議 会

	検証項目		意見
		ア 指定要	「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末))」によれ
	1 指定電気	件に関す	ば、NTT 東西殿は FTTH で 72.5%、0ABJ-IP 電話で 62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況
	通信設備制	る検証	に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象
	度に関する	イ 指定の	については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。
NTT東西	検証	対象に関	
等におけ		する検証	
る規制の			昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会
遵守状況			から指摘させていただいた NTT の工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日 NTT のメタルケーブルを撤去す
等の検証			るため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営
	3 その他		業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解
			除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をいただいており
			ますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願い
			するとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。

以上

意見書

平成25年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511

はからなおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう 住所 大阪府 大阪市 中央区 馬場町 3番 15号

名称及び 西日本 電信 電話 株式 会社 代表者の氏名 代表取締役社長 村尾 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」 に関し、別紙のとおり意見を提出します。 ・情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。特に移動通信の高速ブロードバンド化については、WiMAXとLTEの契約数が約2,570万(平成25年3月末)と、FTTHユーザ(平成25年3月末で約2,390万)を超える勢いで急増しています。

このように、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっています。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

- ・移動通信市場では、モバイルブロードバンド通信が可能な3Gユーザが約1.3億に拡大し、固定ブロードバンド通信ユーザの約4倍ものユーザがインターネットにアクセスできる環境にあります。更に、WiMAXおよびLTEによるブロードバンドサービスのユーザは約460万(平成24年3月末)から約2,570万(平成25年3月末)と、1年間で5倍以上になり、FTTHユーザ(平成25年3月末で約2,390万)を超える勢いで急増しています。
- ・平成 24 年度のスマートフォンの出荷台数は約 2 、9 0 0 万台となり、携帯電話の総出荷台数に占めるスマートフォンの割合は約 7 0 %を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではW i F i 経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線 L A N を、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線をといった具合に、1 つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになっています。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えば K D D I 殿の a u スマートバリューの契約数は平成 2 4 年 3 月末時点では固定 4 4 万世帯、移動体 6 6 万契約であったものが、平成 2 5 年 3 月末には固定 2 1 2 万世帯・移動 3 8 6 万契約(K D D I 殿 2 0 1 3 年 3 月期決算報告)になる等、F M C 市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やF T T H サービス市場に影響を与えるようになっています。
- ・GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,680万契約)に迫る勢いとなっております。これらの事業者はスマートフォンやタブレット端末上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するなど、端末とコンテンツ・アプリケーションサービスの一体的な提供が進展しています。
- ・諸外国では、すでに主要な通信事業者による固定・移動の垣根を越えた事業運営が主流となっており、また最近では、Vodafoneが

ドイツ最大手のCATV事業者であるKabel Deutschlandを買収するなど、国境や業界を跨った合従連衡も進展しています

・こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、 固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IPブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

・したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた個別の検証だけでなく、WiMAXやLTEを含めたブロードバンドサービス市場全体の動向、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、従来の区分に囚われない検証を行っていただく必要があると考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に 定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることか ら、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競 争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐ わない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

指定電気通信設備制度に関する検証

	検証項目	当社意見
(1)	ア	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】
第一種	指定要件に関する	
指定電	検証	・第一種指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者
気通信		交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことか
設備に	1	ら、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されて
関する	指定の対象に関す	きました。
検証	る検証	・しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自
		の I P通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイ
		バ等を利用してサービス提供しているところであり、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話
		網のような不可欠性はありません。
		・現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXや
		LTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争
		が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの
		純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTTHサービスの純増数
		は82万となっています。
		・また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、
		平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数
		(c h 数) は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,
		900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等
		へ移行したものと想定されます。
		・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾

検証項目	当社意見
検証項目	当社意見 向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に第一種指定電気設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。

検証項目	当社意見
(1)	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】
第一種	
指定電	・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてボトル
気通信	ネック性がないことは明らかです。
設備に	① 他事業者が I P網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアン
関する	バンドリング/オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設
検証	備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組
	み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。
	→別添 1
	② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブ
	ロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの
	選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社
	の契約者数シェア(平成24年度末)は西日本マクロで50.1%、府県別では最小で約38%、
	FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。
	→別添 2
	また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は64.4%であったの
	に対し、平成24年度では45. 7%まで低下している。特にFTTH市場での競争が激しい近畿
	圏では平成23年度では約51.9%であったのに対し、平成24年度では39.7%まで低下し
	ております。
	さらに、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東
	西のシェアはわずか11.1%程度に過ぎないこと。
	→別添 3

検証項目	当社意見
	③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB-
	JIP電話、CATV電話、050-IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度
	(平成24年度末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8.5%程度(平成24年度末)に
	過ぎないこと。
	加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ(平成25年7月)を超え、国内だけでも4,
	500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通
	信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用してい
	るお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアはさらに小さくな
	るものと想定されること。→別添4
	④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者は
	アクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回
	線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係
	がないこと。
	⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務
	が課せられているのは日本だけであること。
	・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバン
	ド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立
	場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心で
	あった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備
	の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【局内装置類及び局内光ファイバについて】
	・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装
	置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、
	第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	① 他事業者が I P網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もア
	ンバンドリング/オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易
	に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当
	社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。
	② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと
	当社のコロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。
	③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者は
	アクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回
	線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関
	係がないこと。
	・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少
	なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがな
	い区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。
	・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の
	手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局
	内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと
	考えます。

検証項目	当社意見
	【加入光ファイバについて】
	・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、
	第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
	① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガ
	イドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素
	化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参
	入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間において
	も現に設備競争が進展していること。
	② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿
	は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信
	と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で初始者は1985年の1986年間で記憶されております。1986年間では1985年の日本、発母に係る有効電気を発売して
	年間で契約数を1.8倍の2,865万世帯(平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。)に増加させていること。これに関して、平
	成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブル
	テレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通
	信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭い
	ながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設
	備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える。」といった意見も提出されて
	おり、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤
	を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。

検証項目	当社意見
	③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だ
	けであること。
	これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿
	から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではな
	く、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」、「このように、
	日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではな
	く、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米
	国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。
	・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%
	以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信
	設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設
	備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全
	な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無
	等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考え
	ます。
	・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性
	を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV
	回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。
	・さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場
	合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性
	を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことに
	ついて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】
	・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。
	【現行の指定方法の見直しについて】
	 ・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべきと考えます。

	検証項目	当社意見
(1)	ウ	・当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等について
第一種	アンバンドル機能	は、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮
指定電	の対象に関する検	に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実
気通信	証	需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行ってい
設備に		ただきたいと考えます。
関する		
検証		

検証項目	当社意見
	【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】
	 ・フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)について、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで12年以上、一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンド
	ルの対象から除外していただきたいと考えます。 【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】
	 ・光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内光スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで10年ないし11年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

当社意見
【端末回線伝送機能のうち下部端末回線による伝送を行う機能(柱上 VDSL にかかる引き込み線区間)に
係るアンバンドルについて】
・端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能については、平成22年度より接続約款に
規定していたにも関わらず、平成22年度末をもって利用実績はありません。また、現時点、他事業者
から当社に対し具体的な接続要望もないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考
えます。
【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】
(1) 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相
互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係にすることになります。火料のひまり原意が深し、火車業者深しの技体者。このような対策な関係に
係に立つことになります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係に ************************************
あるため、当社のひかり電話網のみを第一種指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話 サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)のみをアンバンドルの対象とするこ
り一ころに保る機能(第門交換機接続ルーティング伝送機能)のみをテンパンドルの対象とすることはバランスを失することになります。
したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から
除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするの
であれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を
行っていただきたいと考えます。
また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボト
ルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが

検証項目	当社意見
	損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。
	当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示
	いただくよう再三求めていますが、当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、
	「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)にあるとおり、当社か
	ら求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なく
	とも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者に
	は当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。
	それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接
	続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係
	る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと考えます。
	(2) ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスについては、情報通
	信審議会答申(平成24年9月27日)において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品
	質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、
	0AB-J番号の使用を認めることが適当とされ、平成 25 年 5 月 1 日よりサービスの提供が開始
	されました。
	しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、
	通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB-JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害
	時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱
	えています。
	また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観
	点からの議論を早急に行う必要があると考えます。

検証項目	当社意見
	① ユニバーサルサービスの在り方について
	・ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供する
	ことを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電
	話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバー
	サルサービスに該当するか否か明確になっていません。
	・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれか
	らPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見
	直さざるを得なくなる可能性があると考えます。
	・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従
	来どおりの品質を求めるというのであれば、②のような競争環境下において、当社はユニバ
	ーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。
	・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大
	半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおい
	て、今回の提案方式によるベストエフォートの0AB-JIP電話サービスを低廉な料金で
	提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填
	によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。
	② ネットワーク利用料の負担の公平性について
	・ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネット
	ワーク利用料を負担することなくOAB-JIP電話サービスを提供されていますが、当社
	を含む既存の0AB-J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネッ
	トワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じ0ABJ電話サービス
	でありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。

検証項目	当社意見
快祉場日	・当社を含む 0 A B - J 電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでの 0 A B - J I P 電話サービスの提供を認めることは、これまでの 0 A B J 電話市場における競争環境を覆し、現行の P S T N 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じ 0 A B J 電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。

	検証項目	当社意見
(2)	ア	【第二種指定電気通信設備規制の対象】
第二種	指定要件に関する	
指定電	検証	・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」
気通信		として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに
設備に	イ	議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、ま
係る検	指定の対象に関す	た、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事
証	る検証	業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続
		する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に
		係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」
		と規定されているところです。
		・しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的
		に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情
		報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業
		者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。
		・したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互
		に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じてい
		る場合には、速やかに、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン及び事業者間協議ガイ
		ドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じな
		いよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドライン
		の規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと考えます。

	検証項目	当社意見
(3)	イ	【禁止行為規制等について】
禁止行	指定電気通信設備	
為に関	における禁止行為	・当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11
する検	に規制の運用状況	月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じています。また、総
証	に関する検証	務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」(平成24年6月29日)の措置内容については、
	ウ	総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するため
	特定事業者制度に	の一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が
	係る禁止行為規制	利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容につ
	の運用状況に関す	いても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成25年6月28日に報告しているところであり、
	る検証	公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。
		 (1)すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、
(4)業	務委託先子会社等監	点検の実施等の措置を実施。
督の運用	状況に関する検証	 (2)接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。
		・設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。
		・接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。
		・接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。
(-) Into	Man Addition and the Man Addit	・当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の
1 , , , , , ,	能分離の運用状況に	経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供す
関する検	食 計	るために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。
		・設備部門とは独立した監視部門による、他事業者との間において記録された手続の実施の経緯等
		が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録さ
		れた手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。

検証項目	当社意見
	・設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないこ
	との確認。
	等
	・また、料金業務のNTTファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通信役務の料金等に係る業務をN
	TTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号
	平成24年3月23日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ
	移管すること等に関して講ずる措置の報告」(平成24年6月8日)にて総務省殿に報告し、要請の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	を満たすための措置が講じられていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容
	を平成25年7月8日に報告しているところです。
	・上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることから、これ以上の規制強化は必要
	ないと考えております。
	│ │・今日の情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速
	 に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、
	 活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI殿は、特定の事業者の固定通信を利用
	した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせたサービスを提供し
	ており、その相乗効果によって、固定・モバイル双方で契約者数を拡大しています。
	(KDDI殿ではスマートフォン新規契約の39%、FTTH新規契約の55%がauスマートバリュ
	ーを契約しており、新規契約への貢献は四半期毎に拡大しています。)
	・その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制とい
	った非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これによ
	り、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループの

検証項目	当社意見
検証項目	当社意見 お客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

【 別添1 】当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

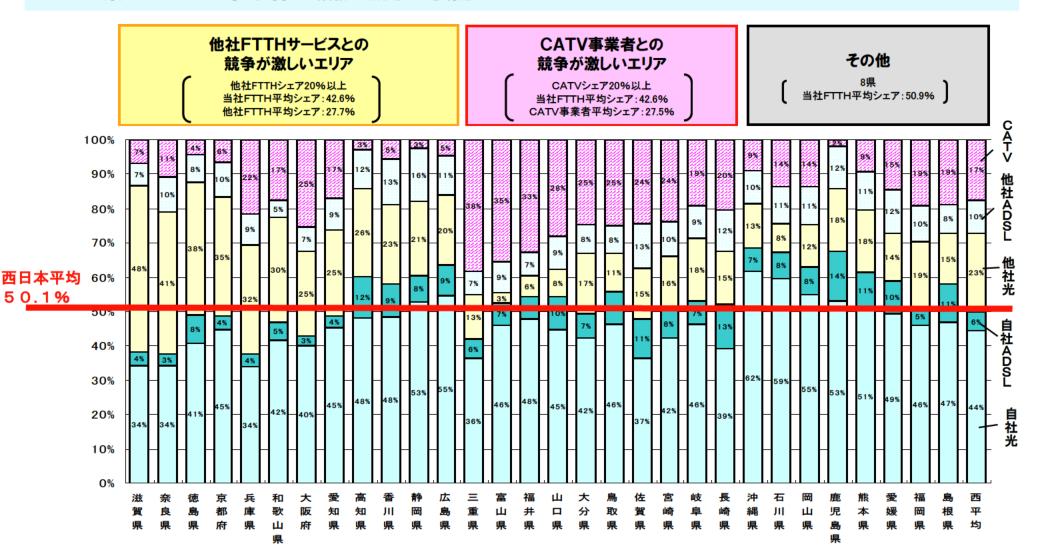
・電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、 他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、独自のIPネットワークを構築可能

RTT西/東 電力系・CATV事業者 KDDI SBB等DSL事業者 CATV事業者 CATV事業者 RDDI(東電エリア・CTC) SBB等DSL事業者 CATV事業者 CATV事業者 CATV事業者 Philipネットワーク Philipネットワーク NTT西/東 NGN等 NGN等 NGN等 ROSN等 ROSN ROSN ROSN ROSN ROSN ROSN ROSN ROSN	等
Pネットワーク IPネットワーク IPネットワーク NGN等	
能 アクセス パ(ダーク・シェアト') メタル回線 (ト'ライカッハ'等) 自前光ファイバ 自前同軸 (ト'ライカッハ'等)	
契約数 FTTH: 1,730万契約 FTTH: 656万契約 0契約	
(NTT西/東計) ADSL:185万契約 CATV:601万契約 ADSL:358万契約	
NTT西/東が 提供する素材 - 線路敷設基盤 (電柱・管路等) 光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカッパ等) 同舎コロケーション NGN等の 収容局接続機能	
貸出実績 (NTT西/東計) - 電柱:494万本 管路・とう道:4,812km 加入ダークファイバ:96万芯 ト・ライカッハ・等:654万契約 日舎コロケーション:9.2万架 平成13年からアンバ: ののでは、利用実績 契約数:総務省公表値及び当社調べ H25.3月末時点	バル は 皆無

契約数 :総務省公表値及ひ当社調べ H25.3月末時点 貸出実績:当社調べ H25.3月末時点(電柱・管路・とう道はH24.12月末時点)

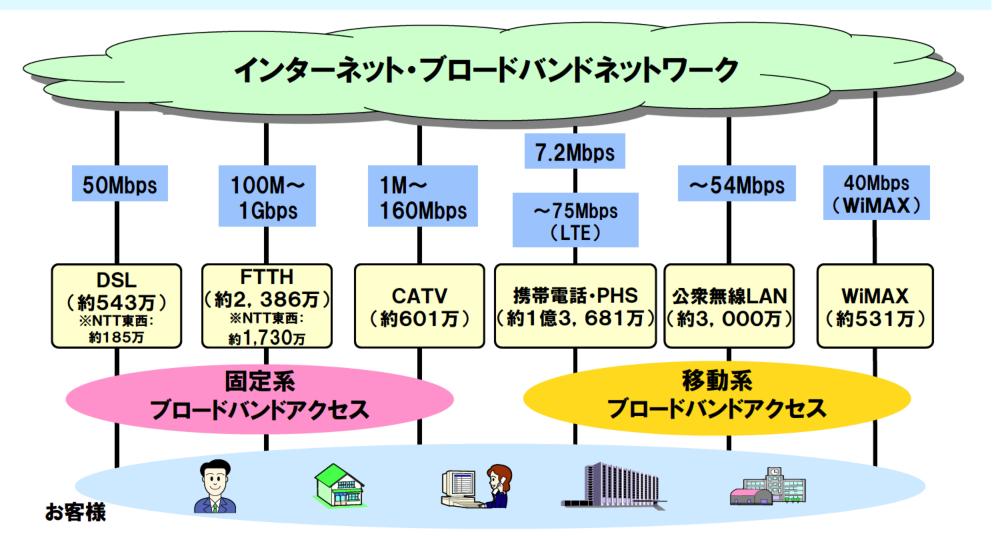
【別添2】固定ブロードバンドサービス市場(FTTH、CATV、DSL)のシェア

- ・30府県中11府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。
 - ●12府県にて電力系事業者のFTTHサービスと熾烈な競争が展開
 - ●10県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開



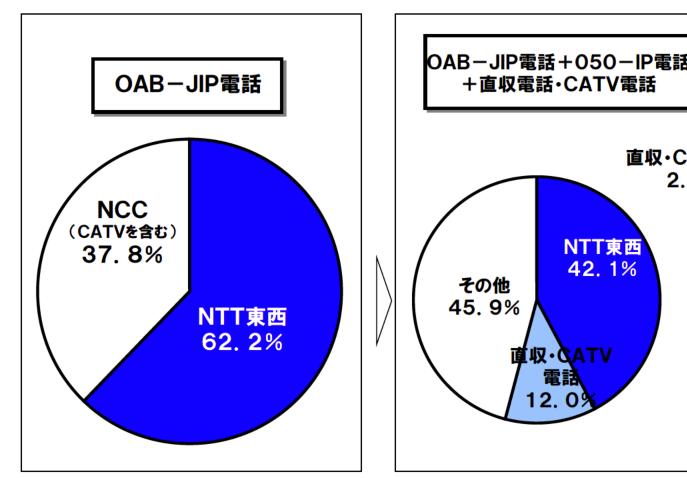
【別添3】多様なブロードバンドアクセスが展開

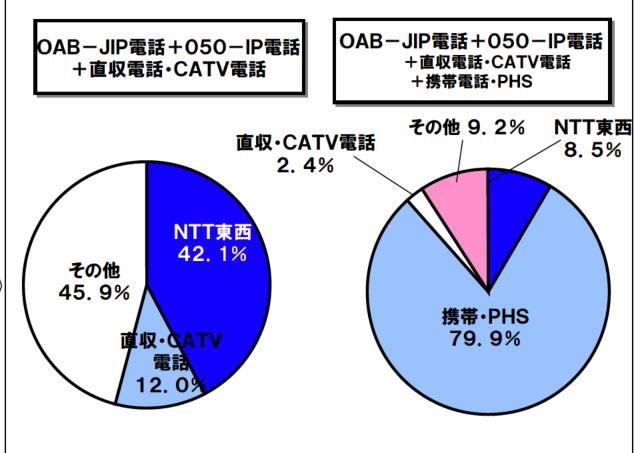
・固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等の移動系 ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能。



【別添4】IP電話市場の競争状況

- ・市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。
 - ●050-IP電話、直収・CATV電話を合わせると、42. 1%
 - ●050-IP電話、直収・CATV電話、携帯電話・PHSを含めると、8.5%





意見書

2013年8月7日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

> 郵便番号 105-7310

(s y b f a) **住** 所
(s y b f a) **氏** 名 とうきょうとみなとくひがししんばし 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

BBIX 株式会社

専務取締役兼 COO 福智 道一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意 見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、 御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 BBIX 株式会 社

		検証結果案	意見
1.指定	(1)第一	イ 指定の対象に関する検証	〈現行指定の対象について〉
電気通	種指定電		弊社は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、
信設備	気通信設		あわせて「NTT 東西殿」という。)の NGN(以下、「NTT-NGN」という。)上における
制度に	備に関す		VNE として、IPoE 方式によるインターネット接続サービスを提供しています。
関する	る検証		IPoE 方式は、NTT-NGNにおいて県単位で相互接続点が設置されている PPPoE 方
検証			式と異なり、東京及び大阪の 2 拠点でしか相互接続点が設置されていないことから、
			NTT 東西殿の県間網の利用が余儀なくされます。また、VNE との相互接続点に設置
			されるゲートウェイルータも同様に利用が必須となっています。
			IPoE 方式は、PPPoE 方式同様にNTT-NGN 上で提供されるインターネット接続サー
			ビスであり、国民のブロードバンド利用に大きく影響すること等を考慮すれば、IPoE 接
			続方式を提供するために利用が不可欠である NTT 東西殿の県間網及びゲートウェイ
			ルータについても、第一種指定電気通信設備として指定し、PPPoE 方式と同様の費
			用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと考えます。
		ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<相互接続点の分割>
			前項で申し上げたとおり、現在 IPoE 方式の相互接続点は東京及び大阪の 2 拠点
			のみであり、NTT 東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置さ
			れていません。このため、PPPoE 方式では可能であった、ユーザの分布やトラヒック

検証結果案		意見
		に応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、
		ユーザ利便の観点からもIPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置
		すべきと考えます。
	その他	<onu の端末設備化=""></onu>
		現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置(ONU)はNTT
		東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿のみが提供しています。また、
		「ONU 一体型ルータ」としてルータ機能や IP 電話の TA 機能との一体化を行い、エン
		ドユーザへ提供しています。これらの複数の機能を一体で提供できるのは NTT 東西
		殿のみであり、機器メーカーや ISP 等他社が参入することはできません。
		先般、総務省で開催された「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究
		会」においても、「ONUとHGW一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見する
		と便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様
		性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じ
		た」といった議論がされたこと等からも、ONU やルータ等の一体的な提供がNTT東西
		殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。